

日本でのI-REC発行について (手続きのご案内)



2024年1月29日
一般社団法人ローカルグッド創成支援機構

対象電源に応じて、以下の条件を満たす必要があります。

<条件①：非化石証書を発行している場合>

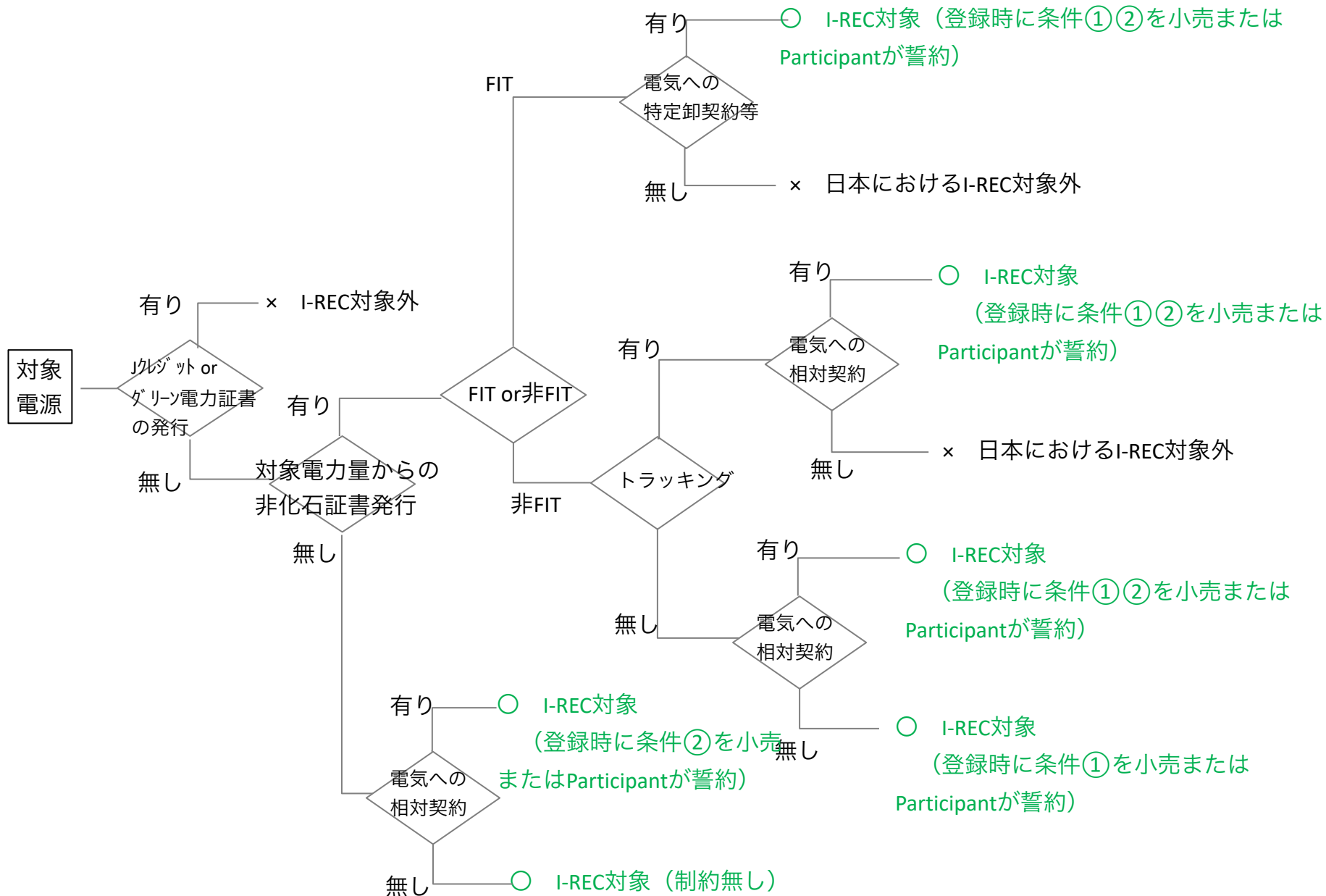
- I-RECを発行する電力量から非化石証書を発行している場合、当該非化石証書の使用先と当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）を一致させ、同じ量の非化石証書とI-RECが償却（使用）される必要がある
(認定された発電量の期間の一致は必須条件ではない)
- 上記の非化石証書がトラッキング付き非化石証書である場合、非化石証書のトラッキング情報とI-RECの属性は、一致したものが償却(使用)される必要がある。

<条件②：電源に相對契約等がある場合>

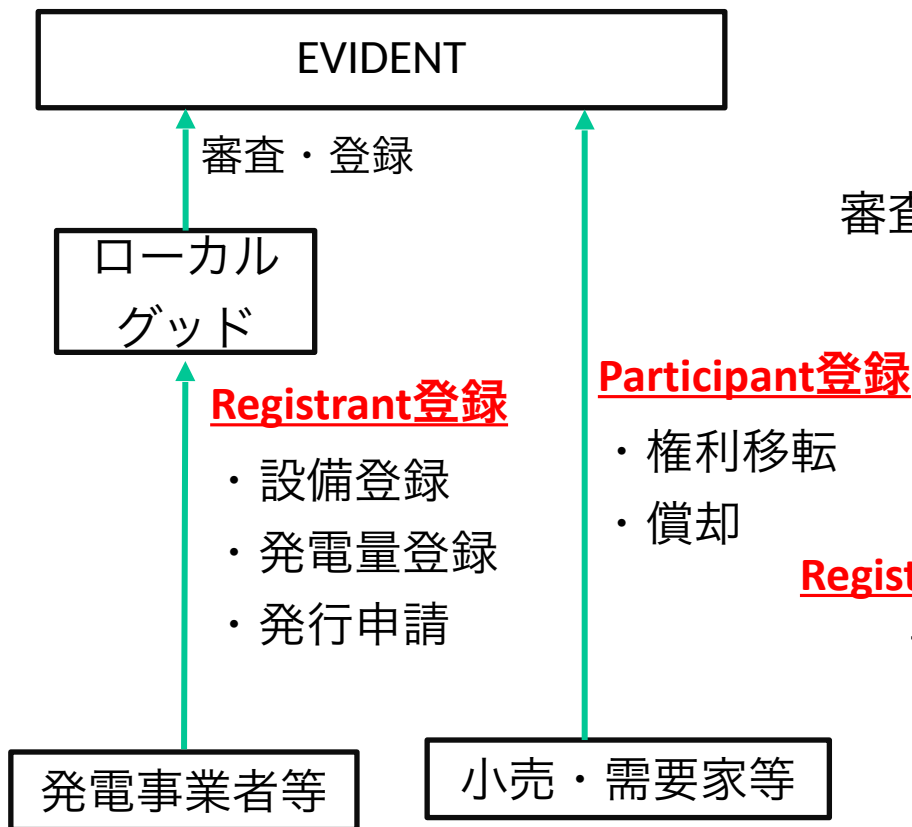
- I-RECを発行した電源が発電事業者と小売電気事業者との間で、①相對契約、②特定契約、または③一般送配電事業者との特定卸供給契約に係る個別契約が結ばれている場合には、当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）は、当該電源からの電気を消費する需要家※とする。

※当該需要家に当該電気を供給する小売電気事業者をBeneficiaryにすることも可能

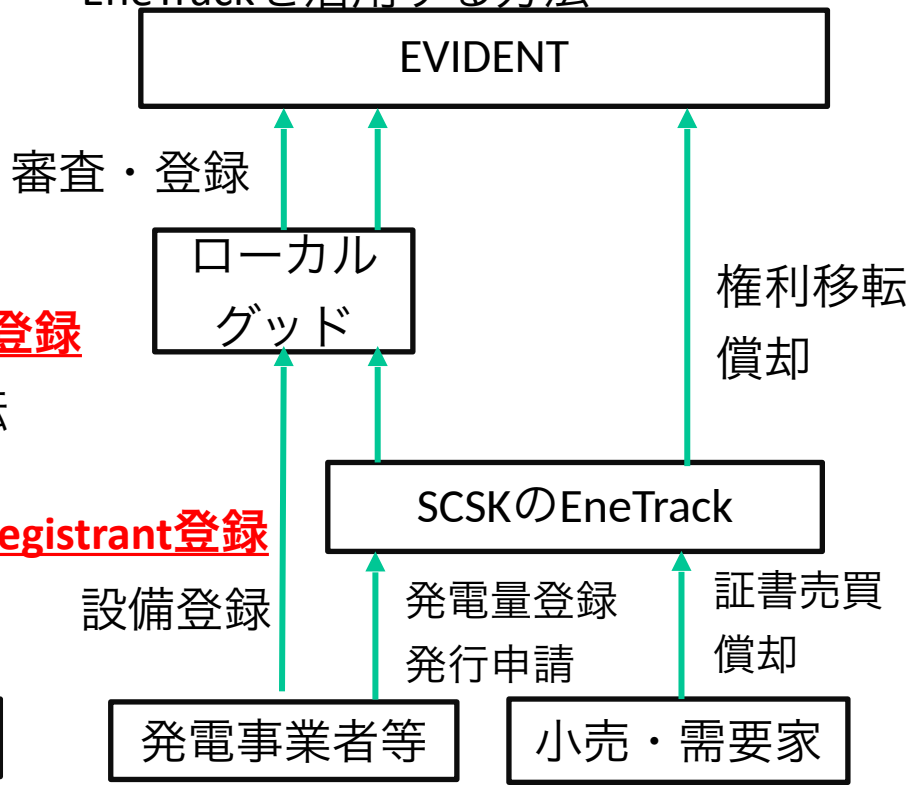
対象&条件の確認フロー（手続き前にご確認ください）



① 直接申請する方法



② プラットフォームオペレーターSCSKのEneTrackを活用する方法



※I-REC証書の売買相手は各自で探す必要

※Participant登録等のやりとりは英語

I-REC証書発行の手続き (直接申請する場合)

- ステップ1 Registrant（登録者）になる
- ステップ2 発電設備登録をする
- ステップ3 発電量を登録し、証書発行申請する

- 発電設備を保有する法人
※委任状による手続きの代理も可
- 発電設備の保有者からI-RECを発行し所有することを認められた法人
(小売電気事業者等)

次の1～4をメールにてローカルグッド（irec@localgood.or.jp）に送付

1 I-RECレジストリ申請フォーム ※日本語および英語で記載

※次の2通りの提出方法があります。

(1) 代表者サイン（又は代表者印）の画像挿入をしてWordで提出

(2) 代表者サイン（又は代表者印）付きをPDFで提出（この場合、サイン無しWordも提出）

2 標準利用規約（サインor記名・押印して、PDFで提出）

※提出いただいた後、ローカルグッドのサインをし、PDFで返送します（紙のやりとりは無し）

※基本的に本標準利用規約の文言調整は行うことができません。

3 申請法人の履歴事項全部証明書

4 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書 過去12か月以内に作成されたもの）

5 誓約書（サインor記名・押印して、PDFで提出）

※審査のためローカルグッド創成支援機構が追加で書類を求める場合があります。

※資料はEvidentに共有され、Evidentによるチェックが行われます。

Registrant（登録者）になるとEvidentから

レジストリ（EVIDENT）のID・passが送付されます。

○I-REC発行時にはI-RECを引き渡すParticipant (参加者) を指定します。

自らRegistrant (登録者) とParticipant (参加者) 両方に登録するか、既存のParticipant (参加者) に取引を依頼することが必要です。

※EneTrackマーケットプレイス利用の場合はSCSK株式会社にお問い合わせください。

○Registrant (登録者) とParticipant (参加者) 両方になる場合

I-RECレジストリ申請フォームに当該箇所をチェックし、前述のRegistrant (登録者) のための手続きをローカルグッドに行うと、EvidentからParticipant (参加者) に係る契約締結の連絡があります。

※提出資料がローカルグッドからEvidentに共有されます。

Participant (参加者) 登録に係る費用はEvidentに支払います。

○Participant (参加者) のみになる場合

EVIDENTヘルプデスクへお問い合わせください helpdesk@evident.global

ステップ2 発電設備登録の手続き（1）

- 1 EVIDENT画面への入力（レジストリ利用者ガイド（Registrant登録者）参照） **※英語で入力**
※発電設備登録フォーム（Production Device Registration Form）の記載内容と一致させてください。
- 2 添付書類（PDF等でEVIDENT画面にアップロード）
 - ① 発電設備登録フォーム（Production Device Registration Form）のPDF **※日本語および英語で記載**
※責任者サインor記名・押印
※1の画面入力と記入が重複し、二度手間の個所があります。I-TRACK財団に改善要求をしておりますが、恐縮ですが当面は本運用でお願い申し上げます。
 - ② 発電所の写真（外観がわかるもので可）
 - ③ 発電設備の所有者または発電者が分かる書類
（FIT認定通知書、給電申合書、各種許認可書、償却資産申告書（収受印付）など）
 - ④ 単線結線図（後述）
 - ✓ 発電設備所有者、発電者、Registrantいずれかのサインor印が必要
※担当者のサイン（または印）で可（所属、氏名を記載）
 - ✓ 英語で説明書きが必要
 - ⑤（Registrantと発電設備所有者（または発電者）とが異なる場合）
発電設備所有者（または発電者）による「属性の生成と所有の宣言」
 - ※発電設備所有者（または発電者）代表者サインまたは記名・代表者印押印
 - ※この場合も③の添付が必要

ステップ2 発電設備登録の手続き（2）

⑥（非FIT電源であって、非化石証書を発行している場合）

- ・非FIT非化石電源認定ポータルサイトの画面キャプチャ（下図）などの非化石電源登録や非化石証書発行が分かる書類

⑦（申請する電源について、発電事業者と小売電気事業者との間で、①相対契約、②特定契約、または③一般送配電事業者との特定卸供給契約に係る個別契約が結ばれている場合）

- ・（相対契約、特定契約の場合）当該契約書のコピー（一部で可）など契約が分かる書類
- ・（特定卸供給契約の場合）一般送配電事業者からの「承諾書」など

⑧（申請する電源の電気をJEPXで売電している場合）

- ・JEPXに売電していることが分かる資料（個別に相談）

⑨発行申請時に提出する発電量の証拠書類

（P13参照）のサンプル

※審査のためローカルグッド創成
支援機構が追加で書類を求める
場合があります

HGDF003 非化石電源変更画面 2021年04月25日 ログアウト

メニュー

設備情報

発電設備区分 *	太陽光	設備ID	A000000Z00
発電設備名 *	A	設置者名 *	実演
発電出力(kW) *	64.0	申請日 *	2021/04/15
運転開始日 *	2005/04/01	運転終了日	
設備所在地（都道府県） *	北海道	設備所在地（都道府県以降） *	札幌市清田 1

ステータス情報

設備ステータス *	登録日時	更新日時	認定結果理由
審査結果OK	2021年04月25日	2021年04月25日	

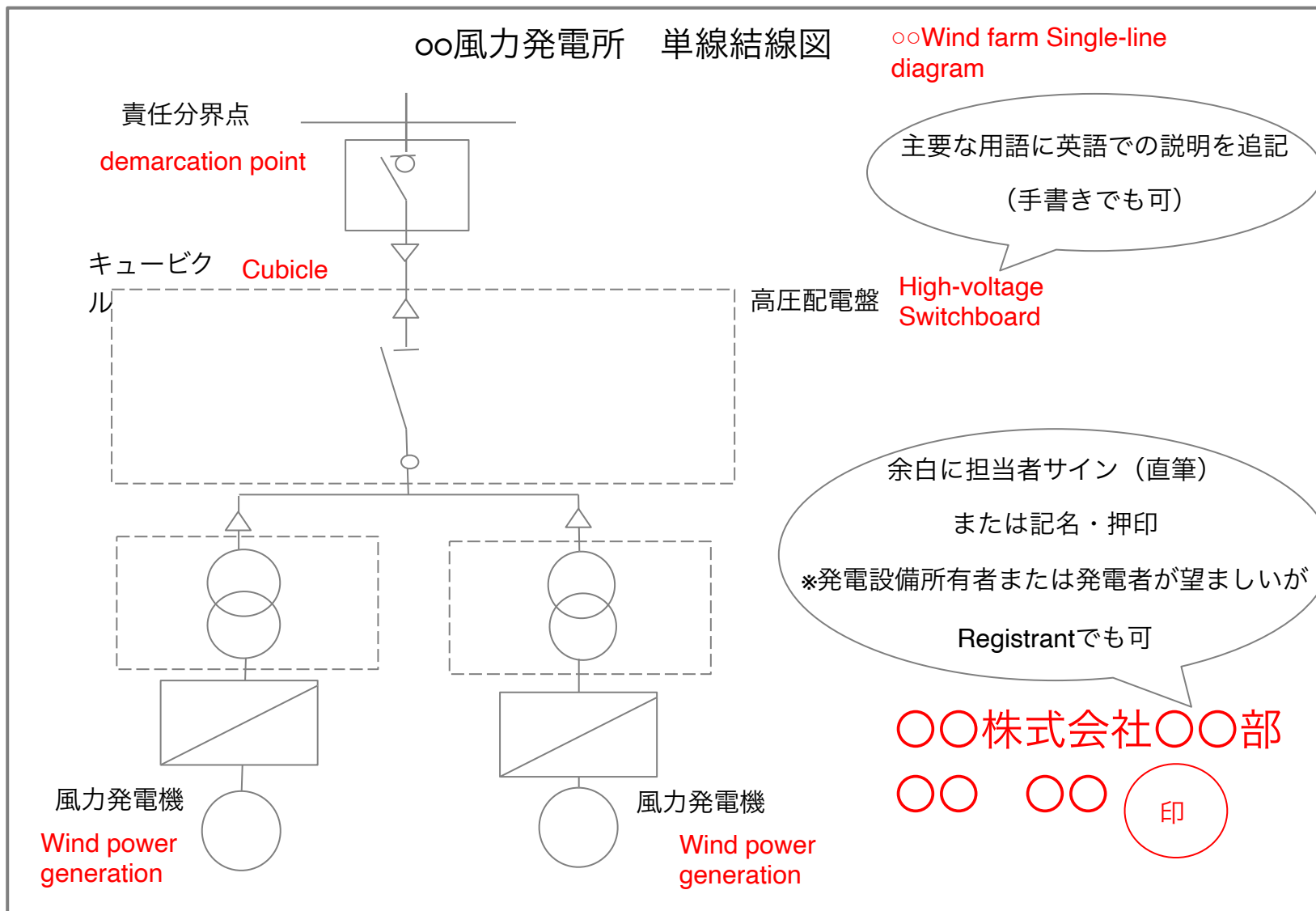
変更 削除 戻る

非FIT非化石電源認定ポータルサイト

非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料

（経済産業省、BIPROGY）より

(参考) 単線結線図の説明書き・サイン (印) の例



*上記はイメージ図であり実際の単線結線図とは異なります

ステップ3 発電量登録&発行申請の手続き

1 EVIDENT画面への入力（レジストリ利用者ガイド（Registrant登録者）参照）※英語で入力

※発行依頼フォーム（Issuing Request Form）の記載内容と一致させてください。

2 添付書類（PDF等でEVIDENT画面にアップロード）

①発行依頼フォーム（Issuing Request Form） ※日本語および英語で記載

※責任者サインor記名・押印の上PDFで提出

※1の画面入力と記入が重複し、二度手間の個所があります。I-TRACK規格財団に改善要求をしておりますが、恐縮ですが当面は本運用でお願い申し上げます。

②対象期間の認定申請する発電量が確認できる書類

※証拠書類が複数となる場合には合計発電量がわかるExcelシートを添付

(1) 系統電力の場合

一般送配電事業者が発行する受電電力量が記載された資料など

(2) 自家消費の場合

・検定済計量器写真

対象期間始期と終期の発電電力量の計量器指示数がわかるもの

※故障等により、対象期間内に計量器取替があった場合は、旧計量器の取外指示数、新計量器の取付指示数を示す写真が必要

・補機がある場合には補機使用電力量がわかる書類 ※補機消費分は認定対象外です

（補機に関する使用電力量計、または補機容量と稼働時間を記載した運転月報など）

※審査のためローカルグッド創成支援機構が追加で書類を求める場合があります

<発電設備登録>

- 登録発電設備の設備容量(kW)の下限はありません。
- 発電設備所有者の変更があった場合、改めての申請と登録料が必要です。
- I-RECを発行する電力量から非化石証書を発行する場合や対象電源に相対契約等がある場合には
小売電気事業者またはParticipant（参加者）の誓約が必要になります。

※詳しくは発電設備登録フォームでご確認ください。

<発行申請>

- 1MWh以上からの発電量登録&発行申請が可能です（1MWh以上であれば、1.234567MWhといったように小数点以下6桁まで可能）

※同じ年で1MWh以上とする必要があります。年をまたぐ場合は分けて申請の必要があります。

※発行要求が承認された後、発行される証明書を期間ごとに分割することはできません。

（例）対象期間が6月1日から7月31日である場合、2ヶ月分の発電量に対する証書を発行することは可能ですが、発行後の証書を6月分と7月分に分割することは不可能です。月別の証書の必要が見込まれる場合には、月別の発行申請をお願いします。

- 対象となる発電量の一部のみを発行申請することも可能ですが、後日残りの発電量について発行申請することはできません。
- 発行申請時に、I-REC証書を引き渡すParticipant（参加者）を指定する必要があります。
（EneTrackのマーケットプレイスを利用する場合にはSCSK株式会社にお問い合わせください）

(1) 発電設備登録時の「有効登録日」は、発電設備登録の申請日に応じて次のとおり遡ることが可能です（有効登録日において既に発電設備が運転開始している必要）。

- ① 申請日が1月1日以降4月10日まで：有効登録日は、前年1月1日以降指定可能
- ② 申請日が4月11日～8月10日：有効登録日は前年7月1日以降が指定可能
- ③ 申請日が8月11日以降12月31日まで：有効登録日は当年1月1日以降が指定可能

ステップ1 Registrant（登録者）登録
書類不備がなければ3～4週間程度

ステップ2 発電設備登録

① 直接申請する場合の必要経費（税抜）

（1）Registrant（ローカルグッドから請求）

- ・ 発電設備登録料（5年間） 95,000円／設備

※複数発電設備があるが、売電の際の電力系統との連系点（受電点）が1か所などの場合には別途ご相談ください。

- ・ I-REC発行料（発電量認定料） 3円/MWh（=0.003円／kWh）

（2）Participant（EVIDENT運営会社のEvidentから直接請求）

- ・ One-time trade account opening fee（口座開設料） EUR 500.00
- ・ Annual trade account fee（年間口座維持料） EUR 2000.00
- ・ Additional redemption account fee EUR 0.00
- ・ Redemption fee（償却費用）（per MWh） EUR 0.06

※2023年1月現在の参考金額です。料金改定等がある場合があります。

正確な金額等は直接お確かめください。

https://www.trackingstandard.org/wp-content/uploads/Fee-structure-2023_V1.4.pdf

OI-REC証書の「発行」に関すること

お問合せ先：（一社）ローカルグッド創成支援機構 irec@localgood.or.jp

（メールでお願いいたします。）

（一社）ローカルグッド創成支援機構は、I-RECを通じ、
地域貢献し追加性のある再エネの価値向上を目指します